四　工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
五　盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
六　盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
七　盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

（擁壁等に関する工事の届出）

第五十五条　法第二十一条第三項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。　（新設）

（公共施設用地の転用の届出）

第五十六条　法第二十一条第四項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。　（新設）

（特定盛土等規制区域の指定等の公示）

第五十七条　法第二十六条第四項の規定による公示は、第五条に規定するところにより行うものとする。この場合において、同条中「宅地造成等工事規制区域又は造成宅地防災区域」とあるのは「特定盛土等規制区域」と読み替えるものとする。　（新設）

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出）

第五十八条　特定盛土等に関する工事について、法第二十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十九の届出書に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。　（新設）

一　第七条第一項第一号及び第六号から第八号までに掲げる書類（この場合において、同項第一号の表中「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第七号及び第八号中「許可を受け」とあるのは「届出をし」と読み替えるものとする。）

二　前号に掲げる書類のほか、都道府県が特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

2　土石の堆積に関する工事について、法第二十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十の届出書に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一　第七条第二項第一号及び第四号から第六号までに掲げる書類（この場合において、同項第一号の表中「申請書」とあるのは「届出書」と、同項第五号及び第六号中「許可を受け」とあるのは「届出をし」と読み替えるものとする。）

二　前号に掲げる書類のほか、都道府県が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表の方法）

第五十九条　法第二十七条第二項（法第二十八条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、第九条に規定するところにより行うものとする。　（新設）

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表事項）

第六十条　法第二十七条第二項の主務省令で定める事項は、第五十四条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第一号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」に読み替えるものとする。　（新設）

（変更の届出）

第六十一条　特定盛土等に関する工事について、法第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十一の届出書に、第五十八条第一項各号に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。　（新設）